

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3939760号

(P3939760)

(45) 発行日 平成19年7月4日(2007.7.4)

(24) 登録日 平成19年4月6日(2007.4.6)

(51) Int. Cl. F I  
**B 6 5 D 5/46 (2006.01)** B 6 5 D 5/46 G

請求項の数 11 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願平9-542318	(73) 特許権者	リヴァーウッド インターナショナル コーポレーション
(86) (22) 出願日	平成9年2月25日(1997.2.25)		アメリカ合衆国, 30339 ジョージア
(65) 公表番号	特表平11-509504		, アトランタ, スイート 1400, カン
(43) 公表日	平成11年8月24日(1999.8.24)		バーランド サークル 3350
(86) 国際出願番号	PCT/US1997/002721	(74) 代理人	弁理士 岡部 正夫
(87) 国際公開番号	W01997/044253	(74) 代理人	弁理士 加藤 伸晃
(87) 国際公開日	平成9年11月27日(1997.11.27)	(74) 代理人	弁理士 産形 和央
審査請求日	平成16年2月20日(2004.2.20)	(74) 代理人	弁理士 臼井 伸一
(31) 優先権主張番号	08/649,364		
(32) 優先日	平成8年5月17日(1996.5.17)		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 一体型ハンドルを有する製品キャリアー

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

天板パネル、底板パネル及び相対する両端板パネルに連結され相対する側板パネルと、前記天板パネルは前記側板パネルの1枚に折り曲げ可能に連結された第1天板パネルフラップと前記反対の側板パネルに折り曲げ可能に連結された第2天板パネルフラップを具備しており、各天板パネルフラップは外面と内面を有しており、前記第1天板パネルフラップの少なくとも1部は前記第2天板パネルフラップの少なくとも1部に重なり合っており、かつ接着されており、前記第1及び第2天板パネルフラップの各々が相対する終端と外面と内面とを有するハンドルストラップを備えており、各ハンドルストラップは、それらの前記終端で前記組み込まれた天板パネルフラップに連結されており、かつ各ハンドルストラップはそれらの該両終端の間では前記組み込まれた天板パネルフラップから切り離し可能になっており、前記第1天板パネルフラップの前記ハンドルストラップは前記第2天板パネルフラップの前記ハンドルストラップを覆って、かつ該ハンドルストラップに接着されており、補強シートは前記第2天板パネルフラップの前記ハンドルストラップの両端部で前記第2天板パネルフラップの内面と接着されており、前記補強シートは前記第2天板フラップ内において前記ハンドルストラップの内部の面に接触しているが、結合はされておらず、前記補強シートが前記第2天板パネルフラップに折り曲げ可能に連結されたフラップであることを特徴とする製品キャリアー。

## 【請求項2】

10

20

請求項 1 記載の製品キャリアーに於いて、前記第 1 天板パネルフラップがそれに含まれるハンドルストラップの 1 つの縁辺で終止していることを特徴とする製品キャリアー。

【請求項 3】

天板パネル、底板パネル及び相対する両端板パネルに連結され相対する側板パネルと、前記天板パネルは前記側板パネルの 1 枚に折り曲げ可能に連結された第 1 天板パネルフラップと前記反対の側板パネルに折り曲げ可能に連結された第 2 天板パネルフラップを具備しており、各天板パネルフラップは外面と内面を有しており、前記第 1 天板パネルフラップの少なくとも 1 部は前記第 2 天板パネルフラップの少なくとも 1 部に重なり合っており、かつ接着されており、

前記第 1 及び第 2 天板パネルフラップの各々が相対する終端と外面と内面とを有するハンドルストラップを備えており、各ハンドルストラップは、それらの前記終端で前記組み込まれた天板パネルフラップに連結されており、かつ各ハンドルストラップはそれらの該両終端の間では前記組み込まれた天板パネルフラップから切り離し可能になっており、前記第 1 天板パネルフラップの前記ハンドルストラップは前記第 2 天板パネルフラップの前記ハンドルストラップを覆って、かつ該ハンドルストラップに接着されており、

補強シートは前記第 2 天板パネルフラップの前記ハンドルストラップの両端部で前記第 2 天板パネルフラップの内面と接着されており、前記補強シートは前記第 2 天板フラップ内において前記ハンドルストラップの内部の面に接触しているが、結合はされておらず、前記端板パネルの各々は、前記側板パネルに連結された端板パネルフラップと前記天板パネルに折り曲げ線で連結された上部端板パネルフラップを具備しており、前記接着されたハンドルストラップは少なくとも前記天板パネルを前記上部端板パネルフラップに連結する前記折り曲げ線まで伸びていることを特徴とする製品キャリアー。

【請求項 4】

請求項 3 記載の製品キャリアーに於いて、前記ハンドルストラップは前記天板パネルフラップ内でスリットにより決定されており、該スリットは上部端板パネルフラップ内へ伸びていることを特徴とする製品キャリアー。

【請求項 5】

請求項 1 記載の製品キャリアーに於いて、前記第 1 天板パネルフラップ内の前記ハンドルストラップが前記後者のハンドルストラップの内面に接着された補強板を含むことを特徴とする製品キャリアー。

【請求項 6】

請求項 5 記載の製品キャリアーに於いて、前記補強板が前記第 1 天板パネルフラップ内の前記ハンドルストラップに折り曲げ可能に連結されたフラップであることを特徴とする製品キャリアー。

【請求項 7】

製品キャリアー形成用ブランクに於いて、

底板パネル部は両側の側板パネル部に折り曲げ線で連結されており、

側板パネル部の 1 枚は折り曲げ線で前記第 1 天板パネルフラップに、前記反対側の 1 枚の側板パネル部は折り曲げ線で前記第 2 天板パネルフラップに連結されており、

端板パネルフラップは折り曲げ線により前記側板パネル部、第 1 及び第 2 天板パネルフラップの両端部で連結されており、

前記第 1 及び第 2 天板パネルフラップの各々は両端部を有するハンドルストラップを含んでおり、各ハンドルストラップはその両端部で組み合わされた前記天板パネルフラップに連結されておりかつ該終端間では該組み合わされた天板パネルフラップから切り放し可能になっており、

前記補強フラップは折り曲げ線で前記第 2 天板パネルフラップに連結されており、かつ前記補強フラップは前記連結用折り曲げ線で折り曲げられた時に前記第 2 天板パネルフラップと組み合わせられた前記ハンドルストラップを越えて伸びており、

前記天板パネルフラップの寸法と前記ハンドルストラップの寸法が、前記ブランクで形成されたキャリアーに於いて、前記第 1 天板パネルフラップの少なくとも一部は前記第 2 天

10

20

30

40

50

板パネルフラップの少なくとも一部に重なっており、前記第1天板パネルフラップ内の前記ハンドルストラップは前記第2天板パネルフラップ内の前記ハンドルストラップを覆うような関係にあることを特徴とするブランク。

【請求項8】

請求項7記載のブランクに於いて、第1天板パネルフラップがその中に含まれるハンドルストラップの縁辺に於いて終止することを特徴とするブランク。

【請求項9】

請求項7記載のブランクに於いて、前記ハンドルストラップが前記天板パネルフラップを前記上部端板パネルフラップに連結する折り曲げ線まで、少なくとも伸びていることを特徴とするブランク。

10

【請求項10】

請求項7記載のブランクに於いて、前記ハンドルストラップは前記天板パネルフラップ内にスリットにより画成されており、該スリットは前記上部端板パネルフラップ内へ伸びていることを特徴とするブランク。

【請求項11】

請求項7記載のブランクに於いて、前記第1天板パネルフラップ内の前記ハンドルストラップが前記ハンドルストラップに折り曲げ可能に連結された補強スラップを含むことを特徴とするブランク。

【発明の詳細な説明】

発明の属する技術分野

20

本発明は一体に形成されたハンドルと結合した製品キャリアーに関する。特に該キャリアーの全長に亘り延在するハンドルを有するタイプのキャリアーに関する。

発明の背景技術

従来製品キャリアーは持ち上げの便宜のためハンドルを備えている。キャリアーの型式によってハンドルには多くの形があるが、満足すべきハンドルは掴み易く、手に快適で、キャリアーを持ち上げても破れぬよう設計されている必要がある。清涼飲料用缶や瓶のような重い荷物を入れるキャリアーは、ハンドルを複数のプライ数の材料にして強化する必要がある場合が多い。例えば全封式のスリーブ型キャリアーでは材料ブランクの両端部の両天板パネルフラップを重ね合わせて天板パネルを形成する場合が多い。各フラップは該キャリアーの天板パネルが間を隔てた2つの開口部を持つよう配置されたハンドル用開口部を有している。この構造は時々”スーツケース式ハンドル”として参照されるが、それは該ハンドル開口部間の天板パネルの帯部(strap portion)がスーツケースのように掴まれるからである。該帯部はこのように2プライ(two-ply)構造で強化されているが、それでも持ち上げ時の応力が該短小帯部の端部及び該ハンドル開口部縁部の小区域内に集中している。

30

もう1つのスーツケース式ハンドルは1つの端板パネルからもう1つの端板パネルへ伸びる延長型帯である。この型式は該キャリアーの両端部で持ち上げ応力を分散する利点があり、該端部では該応力はより容易に拡散され、該キャリアーを破る危険性が低くなる。しかしながら、この構造は別の問題を招く可能性がある。もし該ハンドルが天板パネルと一体部品として形成されると、持ち上げ時該ハンドルは天板パネルから離れ、該天板パネル開口部がその儘に残るので、該開口部からごみや塵が中へ入る可能性がある。もし該ハンドルを別ユニットとして装着すると、天板パネルは完全な儘残るが、このキャリアーの製作工程は遙かに複雑になってしまう。

40

該天板パネルを実質的に完全な儘残すような一体型ハンドルの試みが米国特許第5、328、081号で開示されている。該開示された設計では該キャリアーは天板パネル部がブランクの中央に近い部分にあるようなブランクから形成され、該ハンドルはアコーディオン式に折り重ね糊付けされた天板パネルの一部から形成される。該ハンドルは該キャリアーの全長に沿って延在し、2プライ構造である。持ち上げ時にハンドルが引き上げられても、天板パネルは完全な儘でいる。しかしながらこの設計での問題は該天板パネル部からハンドルを形成するための追加折り曲げ、糊付け工程を要することである。

50

ハンドルがキャリアの一端から他端まで延在し、使用時天板パネルが完全の儘残っている、しかし米国特許第5,328,081号のキャリアのように天板パネル部中央よりの部分を折り曲げ糊付けされる必要がないような、一体型で複数プライのハンドルを有するキャリアの提供が強く望まれている。そのためこれらの目的に対応出来る一体型ハンドルを提供するのが本発明の目的である。

#### 発明の概要

本発明は天板パネル、底板パネル及び相対する端板パネルに連結された相対する側板パネルを備えるキャリアに組み入れられている。該天板パネルは重ね合わされた天板パネルフラップを有し、該フラップは重畳部で相互に接着されている。各フラップは、該重畳部内にハンドルストラップを有しており、該ストラップは両終端部を該フラップに連結されているが、両終端部間は該フラップから切り離されている。更に補強シートは内側天板パネルフラップの内面に、ハンドルストラップの両端部で接着されているが、ハンドルストラップの内部の面には接着されてない。

10

この構造で該キャリアが該ハンドルにより持ち上げられた時、該接着されたハンドルストラップは天板パネルフラップから切り離される。しかしながら、該内側天板パネルフラップに接着された補強シートが前記切り離されたハンドルストラップが残した開口部に張られるので、該天板パネルはキャリア内に梱包した物品のため閉じカバーを提供し続けるのである。

好ましくは、該ハンドルストラップは該天板パネルフラップに連結されている上部端板パネルフラップ内へ伸びており、該補強シートは内側天板パネルフラップに折り曲げ可能に連結されたフラップとする方が良い。又希望により該ハンドルは3プライ構造にして更に補強することも出来る。該キャリアは製造が簡単であり、従来技術のように連続した天板パネル部から形成したハンドルストラップを使用していないので、それにより従来設計で生じた問題を回避出来る。

20

希望する結果をもたらす本発明の特徴は好ましい実施例の記述で更に詳細に示されるが、該記述は他の利点と共に本発明の上記及びそれ以外の側面をたやすく明らかにするであろう。

#### 【図面の簡単な説明】

図1は本発明によるハンドルと結び付くスリーブ型キャリアの絵画図である。

図2は図1のキャリアを形成するブランクの平面図である。

30

図3は最初の折り曲げ及び糊付け過程の後の図2のブランクの部分平面図である。

図4は第2折り曲げ過程の後の該ブランクの平面図である。

図5は第3の折り曲げ過程の結果として形成されたキャリアの折り畳み時の平面図である。

図6は該キャリアの該天板パネルを図1の6-6面に沿った拡大横断面図である。

図7は図1の該キャリアの使用時の該ハンドルを示す部分絵画図である。

図8は該キャリアの該天板パネルを図7の8-8面に沿った拡大横断面図である。

図9は図7のキャリアの部分的端面図である。

図10は変形型ハンドルを形成するためのブランクの部分平面図である。

図11は該変形型キャリアの該天板パネルを示す、図6と同様な拡大横断面図である。

40

#### 好ましい実施例の詳細な説明

図1を参照すると、キャリア10は天板パネル14とこの図では隠れている底板パネルとに連結された側板パネル12を備えている。該キャリアは又天板パネル、側板パネル及び底板パネルに連結された各端板パネルフラップから形成された端板パネル16を備えている。前記側板パネルに結合されている大型の端板パネルフラップ18をこの図で見ることが出来る。該天板パネルには端板パネル間に延在するハンドル20が含まれ、該ハンドルは複数プライ構造であるが、その詳細を以下に述べる。

図2を参照すると、該キャリアを形成する概ね長方形のブランク22は、相対する折り曲げ線26及び28で側板パネル部12に連結された底板パネル部24を具備している。

折り曲げ線30は該側板パネル部12を端板パネルフラップ18に連結する一方、折り曲

50

げ線 3 2 は該底板パネル部 2 4 を下部端板パネルフラップ 3 4 に連結している。天板パネルフラップ 3 8 は折り曲げ線 3 6 により、該ブランクの右側にある前記側板パネル部に連結されている。もう 1 つの天板パネルフラップ 4 0 が折り曲げ線 4 2 により、該ブランク左側にある側板パネル部に連結され、該ブランク端部の補強フラップ 4 4 は折り曲げ線 4 6 で前記天板パネルフラップ 4 0 に連結されている。上部端板パネルフラップ 4 8 は折り曲げ線 5 0 で前記天板パネルフラップ 4 0 に連結され、同様に上部端板パネルフラップ 5 2 は折り曲げ線 5 4 で前記天板パネルフラップ 3 8 に連結されている。折り曲げ線 3 0、3 2、5 0、5 4 は整合されており、連続折り曲げ線を形成する。

前記天板パネルフラップ 4 0 には間を隔てたスリット 5 8 で決定されるハンドルストラップ 5 6 が配置されている。該スリットはハンドルストラップの終端部で平行であり、中央のハンドル握り部 6 0 へ向かって収斂するが、該握り部では平行折り曲げ線 6 2 と共に該スリットはハンドル握りフラップ 6 4 を決定する。該スリットの前記間を隔てた平行な終端部は前記上部端板パネルフラップ 4 8 内へ少し伸びている。

前記天板パネルフラップ 3 8 はハンドルストラップ 6 6 と結合しているが、該ハンドルストラップ 6 6 は、片側だけスリット 6 8 で決定されており反対側は天板パネルフラップ 3 8 の縁辺 7 0 で決定されていることを除けば、寸法も形状もハンドルストラップ 5 6 と同様である。ハンドルストラップ 5 6 に於けるように、ハンドル握り部 6 0 内にもハンドル握りフラップ 6 4 を形成するため折り曲げ線 6 2 が設けられている。スリット 6 8 は上部端板パネルフラップ 5 2 内へ伸びているが、好ましくは円弧状終端部 7 2 内を以て終了するのが良い。

該ブランクからキャリアーを形成するには、最初に補強フラップ 4 4 が折り曲げ線 4 6 で折り曲げられ、天板パネルフラップ 4 0 の打点模様の部分に糊付けされるが、その結果図 3 に図解するブランクの中間形が出来る。次いで図 4 に示す中間の構成を形成するために、該ブランクの左側の側板パネル部 1 2 と連結済み天板パネルフラップ 4 0 が折り曲げ線 2 6 で 1 ユニットとして折り曲げられる。最終過程として図 4 に示すハンドルストラップ 6 6 の打点模様の部分に糊を付け、該天板パネルフラップ 3 8 を折り曲げ線 3 6 で折り曲げる。これによりハンドルストラップ 6 6 はハンドルストラップ 5 6 を覆い、一体に接着される。この結果図 5 の平坦化された筒、即ちキャリアーの折り畳み品が出来る。

典型的な場合、折り畳まれたキャリアーは梱包設備へ出荷され、そこで、立てられ、梱包する物品を入れられ、当業界で良く知られた方法で端部を閉じられ、図 1 の完成キャリアーが形成される。図 6 で示すように、該外側天板パネルフラップ 3 8 のハンドルストラップ 6 6 は内側天板パネルフラップ 4 0 のハンドルストラップ 5 6 に糊付けされ、被せられる。該補強フラップ 4 4 は天板パネルフラップ 4 0 に接着されるが、接触しているハンドルストラップ 5 6 には接着されない。

該 2 プライ式ハンドル 2 0 を使うには、該ハンドルは最初にスリット 5 8、6 8 に沿って天板パネル 3 8 及び 4 0 から該ハンドルを切り離され、掴まれる。図 7 及び図 8 に図解するように、該キャリアーを持ち上げると、使用者の手によりハンドル握りフラップ 6 4 が下へ折り曲げられ、該キャリアーの重さにより該ハンドルは上方へ弓状になる。補強フラップ 4 4 は前記ハンドルが持ち上げられても前の儘留まっているので該キャリアーの中味は完全にカバーされている。結果として、該キャリアーの一端から他端まで延在する 2 プライの強靱なハンドルが得られ、かつ持ち上げの応力は前記天板パネルより比較的強力な端板パネルに分散される。又該補強フラップ 4 4 により該ハンドル開口部の両側の該天板パネルは 2 プライの構造になる。図 9 の部分端面図で分かるように、スリット 6 8 の円弧状終端 7 2 は上部端板パネルフラップ 5 2 の引き裂きを防止する。該引き裂き現象の危険は上部端板パネルフラップの 2 プライ構造により一層減少する。更に該ストラップの反対側の縁辺では、該縁辺がハンドルストラップ 6 6 の縁辺 7 0 と対応するので、引き裂きの危険は殆ど無くなる。

もし梱包荷物が更にハンドル強度を要求するなら、第 3 のプライを追加することが出来る。図 10 を参照すると、ブランク 7 3 は図解した終端部以外は該ブランク 2 2 と同一である。この実施例ではハンドル補強ストラップ 7 4 は折り曲げ線 7 6 でハンドルストラップ

10

20

30

40

50

66の外縁と連結されているが、該折り曲げ線76はストラップ66の最も幅広の部分の外縁と対応している。該補強ストラップ74は78で凹ませてあるが、これは該ストラップ74の中央部の幅をストラップ66の中央部の幅と実質的に同じにするためである。該ブランク73からキャリアを作るには、図10で打点模様の該補強ストラップ74に糊を付け、該ストラップは折り曲げ線76で折り曲げられ、ハンドルストラップ66に糊付けされる。この相違点以外は組立工程はブランク22に関連して述べたと同じ方法で行われる。

該変型した結果のキャリアの天板パネルを図11に示すが、これは該ハンドルが2プライ構造でなく3プライ構造である以外は第1の実施例の天板パネルと同様である。該キャリアを持ち上げた時、第1の実施例に於ける該ハンドルと同じ仕方で該3プライのハンドルは天板パネルから分離され、フラップ44が、ハンドルストラップ56の持ち上げにより出来る開口部をカバーするように取り残される。この実施例ではハンドルが3プライ構造なのでハンドルストラップ56のハンドルフラップ64の少なくとも幾枚かを省略するのが望ましい。使用者の手を該ハンドルのエッジから守るために少なくとも外側のハンドルストラップにハンドルフラップを有するのが好ましいが、もし必要ならば該フラップ64を全く省略しても良い。

本発明が重い荷物を殆ど切り裂く危険無しに持ち上げるに十分な強度を持つ一体型の複数プライのハンドルを提供することは明らかである。該天板パネルが連結されたフラップから形成されるので、ハンドル構造は該フラップの部分から形成出来る上に、それにより米国特許第5,328,081号で開示されたキャリアで必要とする内側での折り曲げと糊付けの過程を避けることが出来る。更に天板パネルは補強フラップ44で補強されており、該補強フラップは又、天板パネルの強化に加えて、該ハンドルが天板パネルフラップから切り離され持ち上げられた時に引き上げ後も完全に密閉した天板パネル構造を提供する。

本発明は説明した特定のキャリアの設計に限定されず、天板パネルが連結された天板パネルフラップから形成される他の設計のキャリアにも組み合わせられる。

付属する請求の範囲の中にある事項を除くと、本発明は、好ましい実施例に関して記述した全ての特定の詳細事項には限定されず、又好ましい実施例の或る面の変更も本発明の総体的な基本機能と概念を変えるものでないとする。

10

20

【 図 1 】

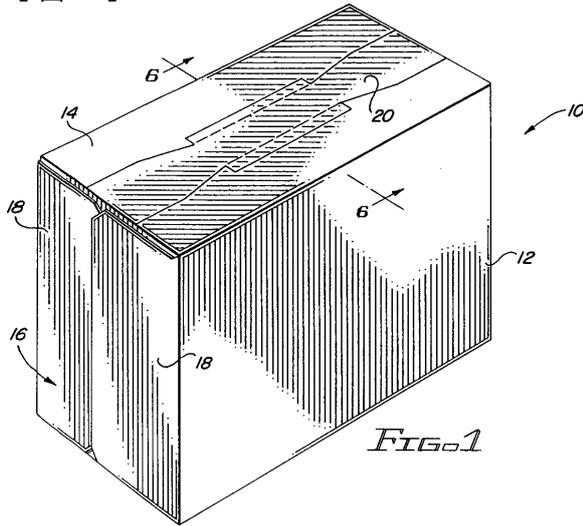


FIG. 1

【 図 2 】

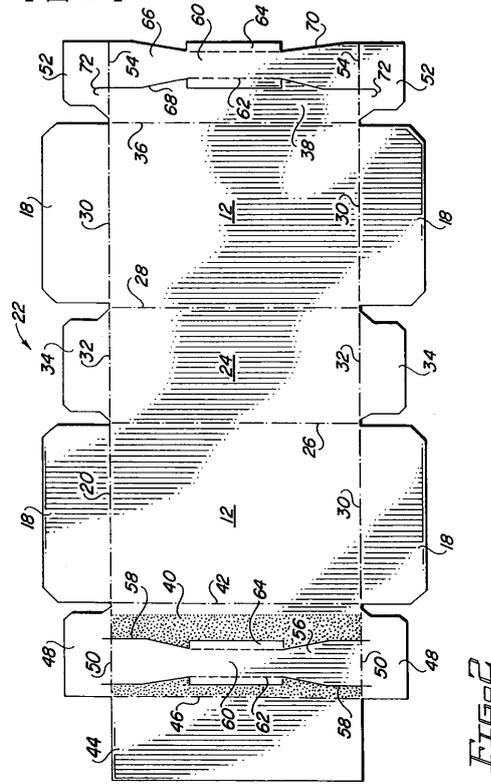


FIG. 2

【 図 7 】

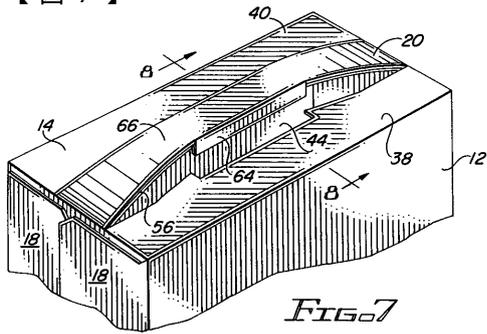


FIG. 7

【 図 3 】

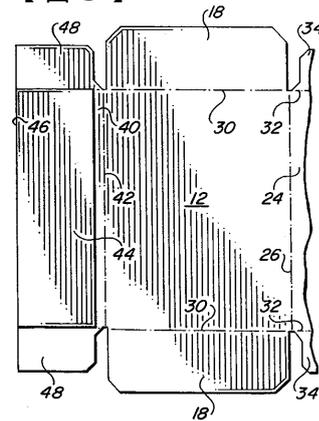


FIG. 3

【 図 6 】

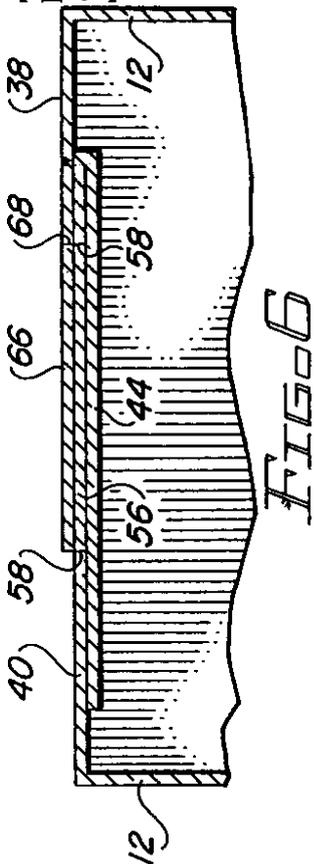


FIG. 6

【 図 4 】

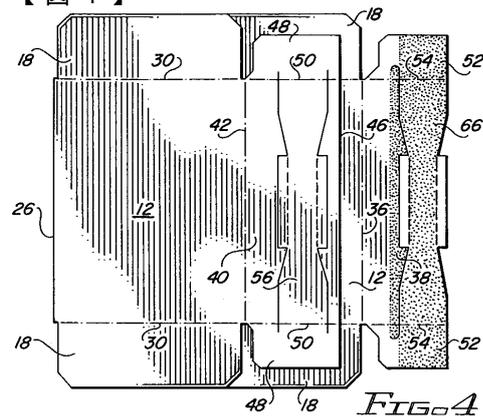


FIG. 4

【 図 5 】

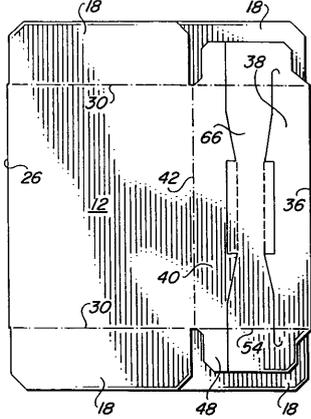


FIG. 5

【 図 9 】

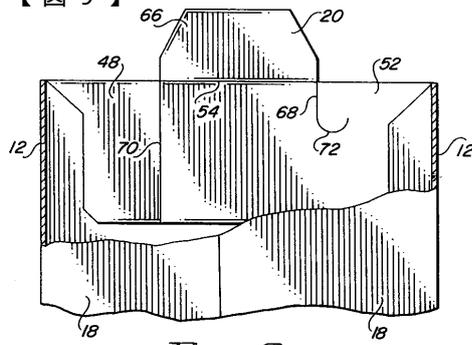


FIG. 9

【 図 8 】

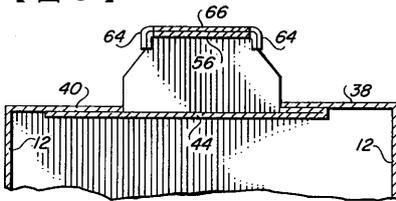


FIG. 8

【 図 11 】

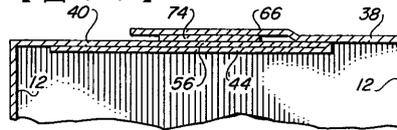


FIG. 11

【 図 10 】

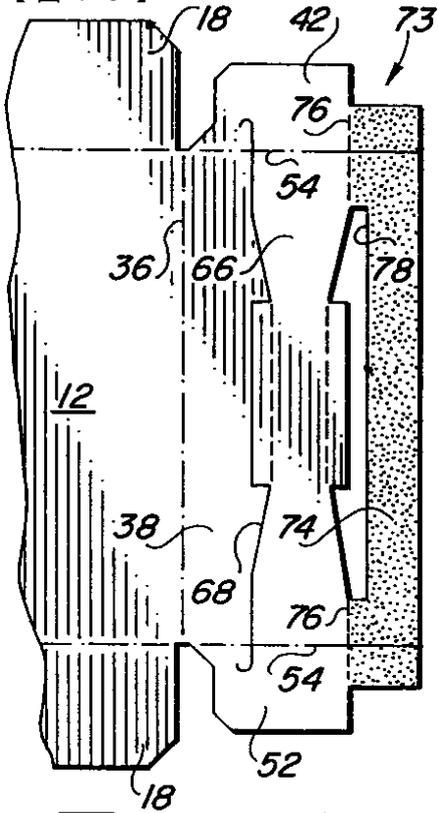


FIG. 10

---

フロントページの続き

(74)代理人

弁理士 藤野 育男

(74)代理人

弁理士 越智 隆夫

(74)代理人

弁理士 本宮 照久

(74)代理人

弁理士 高梨 憲通

(74)代理人

弁理士 朝日 伸光

(74)代理人

弁理士 高橋 誠一郎

(74)代理人

弁理士 吉澤 弘司

(72)発明者 フォーグル, ジェームズ シー .

アメリカ合衆国 . 3 0 0 6 7 ジョージア, マリエッタ, コーヴウエイ 4 2 3 9

審査官 谷治 和文

(56)参考文献 米国特許第 0 4 4 9 8 6 1 9 ( U S , A )

米国特許第 0 2 9 5 5 7 3 9 ( U S , A )

米国特許第 0 4 3 7 8 9 0 5 ( U S , A )

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B65D 5/00 - 5/76